

## 株式交換に係る事前開示書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

2023年2月2日

株式会社メディパルホールディングス

2023年2月2日

## 株式交換に係る事前開示書類

東京都中央区八重洲二丁目7番15号  
株式会社メディパルホールディングス  
代表取締役社長 渡辺 秀一

当社は、2023年2月1日付で東七株式会社（以下「東七」といいます）との間で締結した株式交換契約書に基づき、2023年4月3日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、東七を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます）を行うことといたしました。

本株式交換に関して、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条により開示すべき事項は、下記のとおりであります。

なお、本書記載の事項のうち、写しである書類については全て原本の写しに相違ありません。

### 記

1. 株式交換契約書（会社法第794条第1項） ..... 【別紙1】
2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号） ..... 【別紙2】
3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号） ..... 【別紙3】
4. 株式交換完全子会社に関する事項（会社法施行規則第193条第3号）
  - ・ 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容 ..... 【別紙4】
  - ・ 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 ..... 【別紙5】
5. 株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第193条第4号）
  - ・ 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 ..... 【別紙6】

以上

【別紙1】

## 株式交換契約書

当社及び東七が、2023年2月1日付で締結した株式交換契約書の内容は、別添のとおりであります。

## 株式交換契約書

株式会社メディopalホールディングス（以下「甲」という。）及び東七株式会社（以下「乙」という。）は、2023年2月1日（以下「本契約締結日」という。）に、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

### 第2条（商号及び住所）

株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号： 株式会社メディopalホールディングス

住所： 東京都中央区八重洲二丁目7番15号

(2) 株式交換完全子会社

商号： 東七株式会社

住所： 長崎県佐世保市瀬戸越四丁目1318番地1

### 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に580を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式580株の割合をもって割り当てる。
3. 前2項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合は、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

### 第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従い甲が別途適当に定める金額とする。

#### 第5条（本株式交換の効力発生日）

1. 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2023年4月3日とする。但し、本株式交換は、本契約締結日付で乙により作成される新設分割計画書に基づく新設分割（以下「**本新設分割**」という。）、及び本新設分割に伴い乙に交付される本新設分割に基づき設立される新設会社普通株式 8,940 株に係る、乙から乙の株主に対する剰余金の配当の効力が発生していることを条件として、その効力を生じるものとする。
2. 本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

#### 第6条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

#### 第7条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

#### 第8条（本契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約の締結日から本効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

#### 第9条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う

- (1) 本効力発生日の前日までに、本契約につき第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認を得られなかった場合
- (2) 本効力発生日の前日までに、本株式交換の実行のために必要となる関係官庁等の承認等が得られなかった場合
- (3) 前条に基づき本契約が解除された場合

**第 10 条（裁判管轄）**

本契約に起因又は関連する甲乙の間は一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第 11 条（誠実協議）**

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決する。

以上の合意を証するため、本契約書の正本 2 通を作成し、甲及び乙は、署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 2 月 1 日

甲： 東京都中央区八重洲二丁目 7 番 15 号  
株式会社メディパルホールディングス  
代表取締役社長 渡辺 秀一



乙： 長崎県佐世保市瀬戸越四丁目 1318-1  
東七株式会社  
代表取締役社長 東 幸三







会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め  
相当性に関する事項

## 1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

## (1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会 社)	東七 (株式交換完全子会 社)
本株式交換に係る割当比率	1	580
本株式交換により交付する株式数	普通株式：4,228,200株（予定）	

## (注1) 株式の割当比率

東七の普通株式1株に対して、当社の普通株式580株を割当交付いたします。ただし、当社が2023年2月1日現在保有する及び当社が本株式交換に先立ち東七の少数株主から取得する予定である東七の普通株式については本株式交換による割当ては行いません。

## (注2) 本株式交換による交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が東七の発行済株式（ただし、当社が2023年2月1日現在保有する及び当社が本株式交換に先立ち東七の少数株主から取得する予定である東七の普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における東七の株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対して、その保有する東七の普通株式に代えて、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」という。）に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。また、本株式交換に際して交付する当社株式は、全て当社が保有する自己株式を交付する予定であり、当社が新たに株式を発行することは予定しておりません。なお、東七は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される東七の取締役会の決議により、基準時において東七が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により東七が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換により交付する当社株式の数については、東七による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる東七の株主の皆様におかれましては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては、単元未満株式を売却することはできません。

#### ① 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度です。

#### ② 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

### (2) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、上記1.(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の検討にあたり、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関としてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下、「デロイト トーマツ」という。）を選定し、株式交換比率の算定を依頼いたしました。当社は、両社の財務状況、将来の見通し、株価動向等の要因、及びデロイト トーマツから提出を受けた株式交換比率の算定結果を総合的に勘案し、慎重に協議を重ねた結果、本株式交換比率がそれぞれの株主の利益を損ねるものではなく妥当であるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、2023年2月1日に開催された当社の取締役会決議及び2023年1月30日に開催された東七の取締役会決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結することといたしました。

また、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

### (3) 算定に関する事項

#### ① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

デロイト トーマツは、当社及び東七から独立した第三者算定機関であり、当社及び東七の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

## ② 算定の概要

デロイト トーマツは、当社については、東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2023年1月31日を算定基準日とし、算定基準日の終値、並びに算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値に基づき算定）を用いて算定しております。

東七については、同社が非上場会社であることから、将来の事業活動の成果を企業価値評価に反映させるためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」という。）を、また、比較可能な上場類似企業が存在することから類似会社比較法をそれぞれ採用いたしました。なお、DCF法において基礎として使用した東七の財務予測については大幅な増減益を見込んでおりません。

各評価方法における当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の東七の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用方法		株式交換比率の算定結果
当社	東七	
市場株価法	DCF法	516～634
	類似会社比較法	493～599

デロイト トーマツは、上記株式交換比率の算定に際して、デロイト トーマツが検討した全ての公開情報、両社がデロイト トーマツに提供し、又はデロイト トーマツと協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、デロイト トーマツは、両社とその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に算定、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。デロイト トーマツの株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、東七の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

③ 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い、当社が上場廃止となる見込みはございません。また、東七は非上場会社であるため、該当事項はございません。

2. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社株式は東京証券取引所において取引されており、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

東七（株式交換完全子会社）の株主に対しては、当社（株式交換完全親会社）の自己株式を割り当てるため、当社の資本金及び準備金の額は、変動いたしません。

以 上

【別紙3】

会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め  
の相当性に関する事項

本株式交換により株式交換完全子会社となる東七は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

**【別紙4】**

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

本株式交換により株式交換完全子会社となる東七の最終事業年度（2021年12月1日～2022年11月30日）に係る計算書類等の内容は、別添のとおりであります。

# 貸借対照表

2022年11月30日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 14,585,064,948 】	【流動負債】	【 9,259,760,371 】
現預金	7,055,361,245	支払手形	62,481,216
受取手形	7,020,000	買掛金	8,763,483,326
売掛金	5,680,069,268	未払金	259,721,645
棚卸商品	1,727,761,873	預り保証金	13,537,000
未収入金	195,040,158	未払法人税等	159,064,800
貸付金	1,640,000	その他	1,472,384
その他	1,498,404		
貸倒引当金	△ 83,326,000		
【固定資産】	【 2,081,029,846 】	【固定負債】	【 304,769,956 】
(有形固定資産)	( 1,150,640,664 )	退職給付引当金	304,769,956
建物	277,477,706		
構築物	21,610,715	負債の部合計	9,564,530,327
車両運搬具	1	純資産の部	
什器備品	22,952,926	【株主資本】	【 7,101,564,467 】
土地	828,599,316	(資本金)	( 30,000,000 )
(無形固定資産)	( 16,617,377 )	(資本剰余金)	( 294,553 )
ソフトウェア	16,617,377	資本準備金	294,553
(投資その他の資産)	( 913,771,805 )	(利益剰余金)	( 7,528,695,314 )
投資有価証券	285,675,513	利益準備金	7,500,000
出資金	61,540,600	その他利益剰余金	7,521,195,314
取引保証金	255,675,526	別途積立金	7,097,000,000
事業保険	156,430,340	繰越利益剰余金	424,195,314
長期貸付金	2,347,763	(自己株式)	( △ 457,425,400 )
繰延税金資産	147,235,913		
その他	10,073,150	純資産の部合計	7,101,564,467
貸倒引当金	△ 5,207,000	負債及び純資産の部合計	16,666,094,794
資産の部合計	16,666,094,794		

# 損 益 計 算 書

自 2021年12月 1日  
至 2022年11月30日

(単位:円)

科 目	金 額	金 額
【 売 上 高 】		
売 上 高	27,238,547,245	27,238,547,245
【 売 上 原 価 】		
期 首 商 品 棚 卸 高	1,546,088,365	
仕 入 高	27,799,358,362	
自 動 値 引	△ 101,663,969	
合 計	29,243,782,758	
期 末 商 品 棚 卸 高	1,727,761,873	27,516,020,885
売 上 利 益		△ 277,473,640
リ ベ ー ト	1,606,571,476	
拡 売 報 奨 金	530,977,459	2,137,548,935
売 上 総 利 益		1,860,075,295
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】		
営 業 費	1,622,610,925	
諸 税 公 課	18,719,684	
減 価 償 却 費	43,714,246	1,685,044,855
営 業 利 益		175,030,440
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	14,853	
配 当 金	109,455,537	
保 証 金 利 息	1,987,923	
情 報 提 供 料	168,279,476	
雑 収 入	67,946,573	347,684,362
【 営 業 外 費 用 】		
雑 損 失	188,851	188,851
経 常 利 益		522,525,951
【 特 別 利 益 】		
貸 倒 引 当 金 戻 入	83,409,000	83,409,000
【 特 別 損 失 】		
貸 倒 引 当 金 繰 入	88,533,000	88,533,000
税 引 前 当 期 純 利 益		517,401,951
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		177,146,720
法 人 税 等 調 整 額		△ 7,141,834
当 期 純 利 益		347,397,065



# 株主資本等変動計算書

自 2021年12月 1日

至 2022年11月30日

(単位：円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
2021年11月30日残高	30,000,000	294,553	294,553	7,500,000	6,867,000,000	326,913,249	7,201,413,249
事業年度中の変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 20,115,000	△ 20,115,000
別途積立金の積立	—	—	—	—	230,000,000	△ 230,000,000	—
当期純利益	—	—	—	—	—	347,397,065	347,397,065
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	230,000,000	97,282,065	327,282,065
2022年11月30日残高	30,000,000	294,553	294,553	7,500,000	7,097,000,000	424,195,314	7,528,695,314

項目	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
2021年11月30日残高	△ 457,425,400	6,774,282,402	6,774,282,402
事業年度中の変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	△ 20,115,000	△ 20,115,000
別途積立金の積立	—	—	—
当期純利益	—	347,397,065	347,397,065
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	327,282,065	327,282,065
2022年11月30日残高	△ 457,425,400	7,101,564,467	7,101,564,467

# 個 別 注 記 表

会社計算規則 第98条に基づいて作成しています。

## 1. 重要な会計方針

### (1) 資産の評価基準および評価方法

- ①有価証券の評価基準および評価方法 …… 移動平均法による原価法
- ②棚卸資産の評価基準および評価方法 …… 最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 …… 法人税法の規定に基づく定率法。  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物については、法人税法の規定に基づく定額法。
- 無形固定資産 …… 法人税法の規定に基づく定額法。

### (3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。
- 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に充てるため、期末退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。
- 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金給付に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

### (4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっています。

## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1, 134, 672千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式数

普通株式 12,000株

(2) 当事業年度末における自己株式数

普通株式 3,060株

4. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引により使用している固定資産の主なものは、営業車輛、受発注・在庫管理システム用ハードウェアおよびソフトウェア、通信設備、印刷機等です。

【別紙5】

株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、  
重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

本株式交換により株式交換完全子会社となる東七は、2023年4月3日を効力発生日として、同社を新設分割会社、新たに設立するエーティ株式会社を新設分割設立会社とする新設分割計画書を作成する予定です。

【別紙6】

株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、  
重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。